

あきる野市障害者通所支援施設「希望の家」指定管理者選定要領

本要領は、あきる野市が、あきる野市障害者通所支援施設「希望の家」（以下「希望の家」という。）の指定管理者の候補者（以下「候補者」という。）を総合的な観点により評価及び選定するための方法、基準等を示すものである。

1 対象施設

希望の家

2 指定期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで（5年間）

3 候補者の選定

候補者を選定するための審査は、応募者から提出された申請書類の書類審査（資格審査を含む。）及びプレゼンテーション審査により行う。

資格審査は、希望の家の所管課において実施し、書類審査及びプレゼンテーション審査は、あきる野市指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において実施し、候補者を選定する。また、候補者の審査は、次の手順で実施する。なお、選定委員会は非公開で行う。

（1）資格審査

提出された申請書類により、健康福祉部障がい者支援課において応募資格に関する資格審査を行い、その結果を応募者全員に通知する。

資格審査は、応募書類提出時において、指定を受けている障害福祉サービス事業所を運営する法人で次の各号に該当しないかを審査する。

ア 地方自治法施行令第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当する者

イ 東京都又はその他の地方公共団体から指定取消処分を受けた法人で、その取消の日から起算して5年を経過していない者

ウ 応募書類提出時において、本市の一般競争入札の参加停止又は指名競争入札の指名停止等の措置を受けている者

エ 法人税、消費税等を滞納している者

オ 会社更生法、民事再生法等により、更生又は再生手続を開始している者

カ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う者

キ あきる野市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則第2条の規定に該当しない者

（2）書類審査

資格審査の合格者を対象として、選定委員会において、提出書類を基に評価基準により書類審査を行う。なお、応募法人が少数の場合には、書類審査は実施しないものとする。

（3）プレゼンテーション審査

プレゼンテーション審査は、選定委員会において、上記「（2）書類審査」の通過者が提出書類とプレゼンテーションを基に説明を行い、委員からの質疑応答を実施の上、次に掲げる

評価基準によりプロポーザル（業務内容提案）方式で審査を行い、希望の家の設置目的を最も効果的に達成することができると認められる法人を候補者とする。

選定結果は、プレゼンテーション審査の参加者全員に通知する。

4 評価基準

審査の評価基準は、次のとおりとする。

評価の採点は、次のとおり 6 段階の評価点（0 点から 5 点まで）に係数（重点項目の比率）を乗じて採点する。

なお、指定管理料の提案額についての採点は、計算式（小数点以下第 2 位を四捨五入）のとおりとし、指定管理料基準額※を超えている提案額及び採点が 10.0 点を超える提案額を提示してきた法人は、失格とする。

評価項目			評価点	係数	採点
施設の管理に関すること（70 点）					
基本的な考え方	1	管理運営の基本方針	0～5	1	
	2	法令遵守（個人情報の保護、情報公開）	〃	1	
法人の経営能力	3	法人の経営状況・運営実績	〃	2	
	4	受託への意欲及び熱意・施設管理の計画	〃	1	
	5	安全管理への対応	〃	2	
	6	苦情の処理体制について	〃	1	
	7	第三者評価への取組について	〃	1	
人材育成・雇用等	8	社員等の育成	〃	2	
	9	利用者等への対応	〃	1	
	10	人員配置の計画・人員確保の取組	〃	2	
事業計画に関すること（30 点）					
年間事業計画	11	年間事業計画の基本方針・提案内容（必須事業）	〃	3	
公共性の取組	12	地域における活動等（自主事業）	〃	3	
管理運営経費に関すること（15 点）					
指定管理料の提案額	13	50－（50×提案額／指定管理料基準額）			
収支計画	14	施設管理及び事業運営経費の収支計画の妥当性	〃	1	
労働条件に関すること（5 点）					
基本的な考え方	15	法令遵守（労働保険、社会保険、就労規則、労使協定など）	〃	1	
評価合計（満点：120 点）					

※ 指定管理料基準額は、「あきる野市指定管理者収支予算書（モデル）」に示している指定管理料とする。

5 候補者の決定

評価基準に基づき、提出書類とプレゼンテーションの内容を採点し、選定委員会の各委員の評価合計を集計した総合計が最も高い法人を候補者に選定する。ただし、この法人の総合計が出席委員数で算定する総合計の満点の5分の3を超えていない場合には、該当者なしとし、別途、候補者の選定を行う。なお、総合計が同点の場合は、採点の高い委員の多い提案者を上位とする。

また、候補者との協議の不調により、当該法人が候補者を辞退等した場合には、次に高い評価を得た法人を候補者とすることができるものとする。